CONTENTS

会報	栄	養	目	本	TAK TEE
----	---	---	---	---	------------

公益社団法人	口木栄養十	L 🚓
/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		7

巻頭言 「年頭所感」	1
News&Topics ·····	2
会務報告	4
職域事業部のページ	8
都道府県会長に聞く!!!]	4
編集後記]	6

巻 頭 言

年頭所感

新年、あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、新しい年にふさわしい、すがすがしいスタートを切られたことと存じます。さて、昨年は公益社団法人となり、新執行体制で本格的に活動する段階に入ってきました。この機会に、本年の活動に関して、いくつかの所信をお示ししたいと思います。

1. 栄養士制度改正の方向性

近年は保健・医療・福祉・教育などの分野において高い 専門性が要求され、管理栄養士が指定される業務が増えて おります。また、多職種連携業務も多様化し、常に研鑽と努 力が求められます。そしてこれらの仕事は常に人々の命や健 康と関わり、高い倫理性が求められます。管理栄養士はこの ような資質を認められ、栄養と食の専門職としての役割が 認識されてきました。一方、栄養士免許は国家試験がなく、 質的保証を表明できないために、専門職としての位置付け が難しくなりつつあります。さらに、管理栄養士と栄養士の 業務の重なりも多く、両者の役割が不明瞭であることが、さ まざまな混乱を招いています。特に、栄養士については、養 成や業務の内容が管理栄養士の養成や業務の一部で構成さ れており、免許としてのアイデンティティーを持ちにくい状況 です。このようなことから、栄養士ならではの魅力ある資格 への再編成が必要です。日本栄養士会においては、このよう な理念のもとに、養成と業務における2資格の両立性の議論 を行っております。これらの議論を通じて10年後の管理栄 養士・栄養士像を明確にしていきたいと考えています。

2. 栄養ケア・ステーションの展開

高齢化がますます進行すると、今後は地域や在宅での医療の充実が求められます。現在は、地域の診療所に管理栄養士・栄養士が配置されていない場合が多いと思います。しかし、そこにも糖尿病や腎臓病、その他の疾病で特別な食事療養が必要な人々がたくさんおられます。また、食欲の低下や嚥下障害などでお困りの方も多いはずです。このような時に、地域に顔の見える管理栄養士・栄養士が一人でも多く支援できるしくみが必要となるはずです。また、地域の人々が気軽に栄養や食に関する相談ができるような場所を整備する必要があります。今年は、栄養ケア・ステーションを点から面へ展開し、人材育成と人材確保、国や自治体、関連団体との連携など、多面的な手法で推進したいと考えています。

3. 卒後教育制度の見直し

生涯学習制度の見直しを進めています。管理栄養士・栄養士は、栄養と食の専門職として、人々の健康寿命の延伸とQOLの向上に貢献できるように、常に研修を行い、スキルを向上させる必要があります。平成25年度までは、現行の制度で運営されますが、平成26年度から切り替える計画です。背景には、専門職としての質を担保し、社会に明確に表明できるような制度設計が求められることがあります。折よく「職務において一貫して高い業績を出す人の行動特性・行動様式」、いわゆる、「コンピテンシー」が管理栄養士についても厚生労働省の研究班により提案されたことから、この提案に準じた卒後教育プログラムの開発を進めることとします。この考え方は、米国栄養士会を始め、国内他職種の生涯学習においても採用されています。日本栄養士会では、平成26年度より新しい研修システムに移行する計画で準備を進めています。

また、職域事業部で展開されている、種々の研修活動も 系統的な研修プログラムとして充実させ、新しい卒後教育シ ステムの中で、位置付けを強化したいと考えています。

4. 日本栄養士会を身近にしたい

公益社団法人への移行により、会活動をどのように会員の 皆様や国民の皆様にとって身近なものにしていくかが大きな 課題です。一つはホームページやソーシャルネットワークの 活用を本格化させることだと考えています。更新頻度を増や すとともにメール配信、パブリックコメントなどを充実させた いと考えています。二つ目は、会員外の管理栄養士・栄養士 はもちろん、他職種や一般市民にも活用いただけるオープン な研修事業を増やしていくことです。三つ目は必要に応じて 社会へステートメントを発することだと考えています。これら の3つの活動を真に活性化するには、各事業部に広報委員 を持ち、広報機能を高めることから始めるべきだと考えています。

その他にも数え切れないほどの重要案件があります。一つ一つ着実に前進できるように、理事会でしっかり議論しなが ら進めていく所存です。

皆様のご健勝とご多幸をお祈りして、新年のご挨拶とさせ ていただきます。

(公社)日本栄養士会会長 小松 龍史

I.栄養表示の義務化に向けた今後の動き 消費者庁食品表示課衛生調査官 米倉礼子

現在、消費者庁では、食品表示に関する新制度の立法作業に着手し、今年度中に国会へ法案を提出することを目指しています。また、この中に栄養表示の義務化も組み込まれており、今後、環境整備の状況を踏まえつつ、新法の施行後5年以内を目指して栄養表示の義務化を導入することを今、進めているところです。

○新食品表示制度のポイント

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/121101_img.pdf

栄養表示制度は、一般に販売される食品について、栄養成分や熱量に関する表示をしようとする場合に従うべき表示基準(栄養表示基準)を定めたものであり、栄養表示をするかどうかは事業者の任意とされています。

○栄養成分表示関連情報

http://www.caa.go.jp/foods/index4.html#m05

近年、生活習慣病などの疾病構造や、食生活を取り 巻く環境が変化していることなどから、栄養表示などの 健康や栄養に関する情報を確認したいという消費者の 要望は増えています。また、諸外国でも、栄養表示を義 務化する動きが拡大しており、国内外で栄養表示の重要 性が高まっています。こうした背景も含め、消費者庁は、 平成22年12月から「栄養成分表示検討会」を開催し、 表示すべき栄養成分の優先度の見直しや、栄養表示の 義務化に向けた課題を整理してきました。

○栄養成分表示検討会情報

http://www.caa.go.jp/foods/index9.html

○栄養成分表示検討会報告書

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin683.pdf

○栄養成分表示検討会報告書の取りまとめについて

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin684.pdf

加えて、複数の法令で規定される現行の食品表示制度は、関わる根拠法令の違いから表示の目的や用語、定義などが異なり、消費者にとって必ずしも分かりやすい食品表示とはなっていないという課題を踏まえ、平成23年9月から、「食品表示一元化検討会」を開催しました。この中で、栄養表示の義務化についても議論されています。

○食品表示一元化検討会報告書

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/120809_1.pdf

○食品表示一元化検討会報告書の概要

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/120809_2.pdf

食品表示一元化検討会報告書では、栄養表示の義務 化にあたり、原則として、対象とする食品をあらかじめ包 装された全ての加工食品とするとともに、栄養成分につ いては、一般表示事項(熱量、タンパク質、脂質、炭水 化物およびナトリウム)の他にも、今後、飽和脂肪酸や 糖類など各国の義務表示の実態を踏まえつつ、幅広く 検討し、義務化施行までに決めることが適当としていま す。

また、義務化に向けて、事業者および消費者それぞれに対する環境整備が必要であることも示されました。

そこで、消費者庁では、今後、事業者が円滑に栄養表示をつけられるよう、今年度、栄養成分の表示値設定方法調査事業を行い、栄養表示の基本となる考え方やポイント、留意点などを示したガイドラインを作成することとしています。なお、この事業では、ガイドラインの他、行政機関が栄養表示を確認していくために必要な評価基準やその根拠もまとめるとともに、表示内容を適切に確認していく視点を共有するため、Q&Aもあわせてまとめたいと考えています。

一方、栄養表示は、消費者自身がその存在を目で見ることができない栄養成分の構成などを表面化した、いわば栄養の可視化を進めるツールであるため、消費者自身がそれを読み解き、自らが必要な商品を適切に選択していけるよう、消費者に対して、栄養表示の活用の仕方などを普及啓発していくことが必要です。

なお、昨年、この普及啓発の第一弾として、消費者庁では、健康増進法で規定する食品表示に関する消費者向けのパンフレット(健康増進法に基づく食品表示ガイド「おしえてラベルくん」)を作成しています。日々の業務などでぜひ参考にしてください。

○「おしえてラベルくん」

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin881.pdf

さらに、栄養表示の義務化とは関係なく、食品中に含まれる栄養成分のばらつきが大きく、栄養表示をつけることが困難と考えられるような食品を含め、現行制度の下でも幅広い食品に栄養表示がつけられるよう、今年度、現行制度の一部見直しを検討していく予定です。

○第20回 食品表示部会

http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/ syokuhinhyouji/bukai/020/shiryou/index.html

○栄養表示基準の改正(案)について

http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/doc/121129_shiryou1-1.pdf

消費者にとっても身近な食品表示制度がこれから大きく変わろうとしています。

栄養表示は、消費者自身がその目的や要望にあわせ、 うまく活用していくことができれば、日々の健康維持・ 増進や食生活の改善などに役立つ情報となることから、 健全な食生活の実現に向けた食環境整備としてその役割が期待されます。

今後、消費者庁では、栄養表示に関する情報を積極 的に公表していく予定ですので、食品表示行政の推進に あたっては、今後とも皆様のご理解とご協力を宜しくお 願いいたします。

Ⅱ.改訂「動脈硬化ガイドライン2012年版|

主な変更点などは以下のとおりです。

○診断基準境界域の設定

診断基準値に、新たにLDL-Cが120~139mg/dLを「境界域高LDL-C血症」とし、これに該当する場合は患者に生活習慣改善の必要性を伝えるとともに、他の危険因子を慎重に評価し治療の必要性を判断することになる。

脂質異常症:スクリーニングのための診断基準(空腹時採血)

LDL	140mg/dL以上	高LDLコレステロール血症
コレステロール	$120\sim139\mathrm{mg/dL}$	境界域高LDLコレステロー ル血症
HDL コレステロール	40mg/dL未満	低HDLコレステロール血症
トリグリセライド	150mg/dL以上	高トリグリセライド血症

○絶対リスクで層別化

脂質異常症と診断した後、冠動脈疾患のリスクに応じ 層別化する評価の際に従来の相対評価ではなく絶対評 価を用いる。これにより、従来指摘されていた女性に対 して過剰介入を招きやすいという性差の問題が解消さ れ、リスクに最も影響を及ぼす年齢がより細かく反映さ れることになる。

ただし、糖尿病、脳血管障害、末梢動脈疾患(PAD)、ステージⅢ以上の慢性腎臓病(CKD)のいずれかがある場合は、それだけで最高リスクのカテゴリーⅢとなる。また、低HDL-C、早発性冠動脈疾患家族歴、耐糖能異常(糖尿病は含まない)を「追加リスク」とし、これらのいずれかが該当する場合は1段階厳しいカテゴリーになる。

〈LDLコレステロールの管理目標値〉

- ●冠動脈疾患の既往がある→二次予防
- ●以下のいずれかがある→カテゴリーⅢ 糖尿病(耐糖能異常は含まない)、慢性腎臓病(CKD、 ステージⅢ以上)、非心原性脳梗塞、末梢動脈疾患
- ●上記に当てはまらなければ以下を基準に層別化

NIPPON DATE	追加リスクの有無		
80による10年間 の冠動脈疾患に よる死亡確率 (絶対リスク) (ガイドラインでは図 示。本表では省略)	追加リスクなし	以下のうちいずれかあり 1) 低HDL-C血症 (HDL-C < 40mg/dL) 2) 早発性冠動脈疾患家族歴 第1度近親者 かつ 男性55歳未満、女性65歳未満 3) 耐糖能異常 (糖尿病は含まない)	
0.5%未満	カテゴリーI	カテゴリーⅡ	
0.5 ~ 1.9%	カテゴリーⅡ	カテゴリーⅢ	
2%以上	カテゴリーⅢ	カテゴリーⅢ	

○LDL-Cの管理目標値は変更なし

○二次目標としてnon HDL-Cを定める

LDL-Cを管理の一次目標とするとともに、non HDL-Cが二次目標として定められた。特に高TG、低HDL-Cを伴う場合にリスク予測力が高まることが期待できる。また、非空腹時採血でも使用可能という利点もある。なお、今回のガイドライン改訂では、LDL-C測定の直接法の信頼性が確立されていないことから、「LDL-CはFriedewald式で計算する」と明記された。non HDL-Cは、TG400mg/dL以上でFriedewald式を適用できない場合にも使用できる点でも便利。

リスク区分別脂質管理目標値

治療方針の原則	管理区分	脂質管理目標値(mg/dL)			
伯原刀町の原則	官垤区万	LDL-C	HDL-C	TG	non HDL-C
《一次予防》	カテゴリーI	< 160			< 190
まず生活習慣の改	カテゴリーⅡ	< 140			< 170
善を行った後、 薬物療法の適用を 考慮する	カテゴリーⅢ	< 120	≧40	< 150	< 150
《二次予防》 生活習慣の是正と ともに薬物療法を 考慮する	冠動脈疾患の 既往	< 100			< 130

○糖尿病と耐糖能異常を区別

出典:日本生活習慣病予防協会ホームページより、一部 抜粋掲載

www.seikatsusyukanbyo.com/calendar/2012/002051.php

会務 報告

平成24年度8月度 理事会開催報告(その1)

日 時:平成24年8月20日(月) 17:00~17:40

場 所: 江東区・TFTビル研修室904号室

現在の理事の数:24名 出席理事の数:24名

議決事項

(1) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定について 定款第25条の規定により、会長に小松龍史理事、 副会長に長谷川克己理事、森惠子理事、専務理事に 追和子理事、常務理事に齋藤長徳理事を選定した。

平成24年度8月度 理事会開催報告(その2)

日 時:平成24年8月21日(火) 12:00~13:40

場 所:江東区・TFTビル研修室904号室

現在の理事の数:24名 出席理事の数:24名

議決事項

(1) 平成24年度事業計画ならびに収入支出予算案について

原案のどおり了承した。

(2) 平成24年度の行事予定について 原案のどおり了承した。

(3) 地区栄養士会長会議の運営について

北海道・東北地区を笠井理事、関東甲信越地区を 園原理事、京浜地区を西村理事、東海・北陸地区を神 戸理事、近畿地区を羽多野理事、中国・四国地区を寺 本理事、九州地区を星野理事が担当することとした。

平成24年度9月度 理事会開催報告

日 時:平成24年9月22日(土) 13:00~18:00

9月23日(日) 9:00~14:00

場 所:日本健康・栄養会館 3階研修ホール

現在の理事の数:24名

出席理事の数:24名(22日) 23名(23日)

会長挨拶 💳

「お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。新しい執行体制の中で初めての理事会であることから、運営方針についてお話したい。

主要な政策については、従来やってきたことの継続性を踏まえ、推進していくことが第一と考えている。中村前会長が、8年の長きにわたってリーダーシップをとってやってきたことはきちんと受け継ぎ、次に繋いでいきたい。

まず、栄養士制度改正の問題については、栄養士制度検討会などで議論を活性化させて煮詰めていきたい。

栄養ケア・ステーションについては、地域で埋もれている管理栄養士をいかに表舞台に出すかということが重要な任務になる。これまでは各都道府県に一つという概念であったが、今後は地域に一つ栄養ケア・ステーションをもてるよう、点から面への展開が重要な課題であると考える。

卒後教育制度についても、引き続き見直しを進めていかなくてはいけない。これまでの生涯学習は、生涯学習研修会に参加して単位を集めるという考え方であったが、これからは一人ひとりのキャリアをアップするため、到達目標をしっかり見定めて、それをクリアーしていくことができる卒後教育体系が必要であると考えている。

職域事業部については、公益社団法人としての新しい 組織になるので、組織の中での職域事業部のあり方や、 活性化を見定めながら探っていきたい。国の政策や関連 団体との連携も保ち、政策を実現していくためにも話し 合いながら進めていきたい。

また、これからは、公益社団法人としての運営実績を作っていくため、気を引き締めながらやっていきたい。 その一つとして、日本栄養士会や管理栄養士の活動を、ホームページをとおして広報していく。ホームページの更新をこまめに行い、また、各部の活動も見えるようにしていくことが大切である。さらに、日本栄養士会の重要な政策はパブリックコメントを募集し、現場の管理栄養士・栄養士の意見を取り入れられる仕組みにするなど、国民の皆さまや会員に、公益社団法人になって変わったと思われるものにしたいと考えている。従来の固定概念にとらわれることなく、各種事業に取り組んでいただきたい。

理事は地区や県の代表ではなく、全国の代表である。 専門職のリーダーとして全体をみていく先頭集団である ということをしっかり念頭において理事責務を果たして いただきたい。

最後に、日本栄養士会が抱える問題が多様化してきている。これに対応できる事務局体制を整えていかなくてはいけない。理事・事務局職員一丸となって、合理的でパフォーマンスの高い栄養士会活動を実現できるよう

努力していきたいので、ご協力のほどよろしくお願いした い!

議決事項

(1) 平成24・25年度の役員執行体制について

各部長・常任理事、理事の業務分担については、原 案どおり承認した。

委員の構成について、理事からは、希望を募り決定 した。また、その他理事以外の委員については担当事 業部で調整することとした。

顧問・参与については、定款施行規則第29条第2項において、「顧問は本会の活動に功績のある有識者とし、参与は、本会の運営に功績のある会員とする」とあることから、これまで常任顧問であった歴代の会長は、参与に就任いただくこととした。

他団体への派遣については、原案を一部修正のうえ、承認した。

(2) 公益社団法人日本栄養士会の運営について

公益社団法人関連規程、日本栄養士会の概要、理 事の職務・具体的な業務内容と課題について、原案を 承認した。

(3) 会員増の推進対策について

本日の意見を各理事が実行に移し、会員増の推進をはかることとした。

(4) 各種懸案事項への対応について

①栄養ケア活動支援事業への支援

今年度、東京都・新潟県・静岡県・岡山県・佐賀県・沖縄県栄養士会では、栄養ケア活動支援事業を実施しているが、厚生労働省からの補助金の交付が遅れているため、業務執行に不都合が生じかねない実態にある。このため、必要に応じて一時的に日本栄養士会の内部留保金から貸出を行うことを承認した。

②栄養士法改正の推進

これまで管理栄養士・栄養士共存という方向で 議論を進めてきている。全栄施協とも一定の対話が できていることから、さらに議論を進めることとし た。

③在宅医療・療養の推進

えがおプロジェクトについて説明があり、承認した。

④有床診療所などへの管理栄養士の配置促進

有床診療所で働く管理栄養士確保のため、全国 統一の研修会テキストを作成している。各都道府県 栄養士会で研修が実施される際は、運営に協力をお 願いしたいとの説明があり、承認した。

⑤診療報酬・介護報酬同時改定への対応

厚生労働省保険局医療課にて、平成24年診療報酬改定に関わる結果検証に係わる調査を行うことになっていること、チーム医療推進会議の特定看護師制度に関するワーキングについて、カリキュラムに栄養学があることから、管理栄養士を教員の中の資格に挙げてほしい旨、日本栄養士会としてパブリックコメントを出してほしいとの説明があり、承認した。

⑥健康日本21(第2次) 目標達成に向けた活動

健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が 受けられる民間団体の活動拠点数の増加に取り組 んでいく旨の説明があり、承認した。

⑦在宅訪問栄養食事指導研究会からの依頼

4つ目の特定分野認定制度として、日本栄養士会と全国在宅訪問栄養食事指導研究会が恊働で認定を開始した「在宅訪問管理栄養士」の運営のため、会議費および交通費として30万円を助成することを承認した。

社団法人日本栄養士会第55回通常(解散)総会 公益社団法人日本栄養士会第1回定時総会 討議内容

【社団法人日本栄養士会第55回通常(解散)総会】 第1号議案 平成23年度事業報告および収支計算書 ならびに財産目録など承認の件について

北海道・山部 平成23年度決算書の補助金について、 国庫、民間、地方公共団体からの補助金が合計で2,900 万円弱増えているが、具体的にはどんな助成金がある か。

久保議長 第1号議案の提案説明の中で説明したとおり とする。

北海道・山部 平成23年度決算書の事業費のうち保険 料が前年と比較して400万円弱の減額になっているが、 その理由・保険会社名を伺いたい。

齋藤総務部長 平成23年度の途中で、掛け金が減額になったためである。減額の理由は、数年間のうちに、保険が適用になった会員がいないため、掛け金が1名あたり180円から120円へ減額になり、補償額は3,000万円から1億円への引き上げになった。保険会社は、日本興亜損害保険株式会社である。

北海道・山部 平成23年度決算書事業費のシステム使

用料630万円の内容を教えてほしい。会員管理の費用は、840万円が計上されているので、それとは違うものか。また、会員管理(業務支援)システムについて、平成23年度までに約4,100万円強の費用が掛かっており、平成23年10月から試用の予定が、平成24年7月からとなり、9カ月ほど遅れたが、その際の追加費用の有無、遅延の主な理由など状況を教えてほしい。

齋藤総務部長 630万円は栄養ケア・ステーションの (栄養CS支援システム)システム料である。会員管理 (業務支援システム)のシステム料は840万円であり、保 守点検などの費用である。試用遅延の主な理由は、シス テム開発が間に合わなかった部分があるため、また各都 道府県栄養士会への説明時期が遅れたためである。遅 延に伴う追加費用などは発生していない。

北海道・山部 事業費の災害収支について、平成24年3月の時点ではどのような状況になっているか。また、他に900万円の支払寄付金があるが、内容を教えてほしい。

齋藤総務部長 災害時の収支状況は、第1号議案の提 案説明の中で説明したとおりである。900万円の内訳 は、岩手県、宮城県、福島県の3県栄養士会に対して 300万円ずつの寄付を行ったものである。

北海道・山部 4月29日の諮問会議での質問事項は、 ほとんどその場での回答がなく、検討のうえ後日返答と いうことだったが、回答はいつ出されたのか。また、出 されていないようであれば回答をいただきたい。

齋藤総務部長 議事録を確認したが、追って説明する 事項がなかったように思う。もし、あればお知らせいた だきたい。今後は、すみやかに各都道府県栄養士会へ文 書で連絡させていただく。

北海道・山部 総会日程の事前通告について、早めに 連絡をするとの回答があった。また、その際日程を定点 化してはどうかと提案したが、それについての回答がな かったように思う。また、代議員の選出について文書で 連絡がなかったが、どうか。

迫専務理事 総会の日程について、今回は、日程の変更が直前の連絡になってしまったが、今後は開催半年以前に連絡し、日程を定点化するという方向で進めていきたい。代議員の総会の出席については、次回の選出までに、代議員選出のあり方を諮問会議で継続的に検討することになっている。また、代議員の選挙での選出方法について、今回、委任状をもっての選出と決定しているため、あえて質問への回答としての文書は出していないが、今回の総会開催にあたり、書面で示している。

北海道・山部 会員増に向けた事業としてのポスターについて、目的が漠然としていて、栄養士会とはどういうものかといった具体的な訴えがなく理解できない。都道府県栄養士会へ送られてきても、どこに貼ればいいのかわからなかった。内容を検討し、具体的なメッセージと言葉を使って欲しい。また、制作費用を教えてほしい。

齋藤総務部長 今回のポスターは、今までの会員増対 策とは違う視点で検討し、イメージポスターという主旨 で作成した。費用は、全て賛助企業からの寄付で作成し ている。内容については、常任理事会で何度も検討を重 ね決定している。

鹿児島・立川 企業の費用で会員増のポスターを作成するのではなく、会員の費用で作成すべきである。

齋藤総務部長 全くそのとおりだとも思う。今回の会員 増対策としては、パワーポイント、広報・国際部の作成 したパンフレットなどについて、本会の費用を使用して いる。もちろん今後も本会の費用で、会員増対策を進め ていきたいと考えている。ご意見ありがとうございまし た。

鹿児島・立川 今回退任される沼田監事には、大変お世話になった。退任にあたって、今後の日本栄養士会へ会計を担当された立場からご助言をいただきたい。

沼田監事 今まで大変お世話になり、ありがとうございました。特に、全国地域活動栄養士協議会の活動に参加し、会員が第一であると認識した。会員あっての会である。これから公益社団法人として発展していくために一番大事なのは、会員を第一に考えること、会員の活動を大事にすることだと考える。これまで厳しい発言をしてきましたが、この場をかりて、皆様へのお詫びとお礼を申し上げる。

【公益社団法人日本栄養士会第1回定時総会】 第4号議案 役員報酬承認の件について

北海道・野村 役員報酬の金額が高すぎると思う。検討し直していただきたい。前回は給与補償の意味が含まれるという説明の元に承認したが、今回この金額の設定に対し、どう考えてのことなのか、説明が必要だと思う。一般的には、60歳を過ぎると給与は減額されるものと思う。このまま年数を過ぎると、退職慰労金の金額も多額になると思うので、見直しをしなければ、いわゆる"天下り"のように考えられる。若い会員は給与が少ない中から会費を払っている。その会費収入が財源であることを考えてほしい。

小松常務理事事務取扱 この予算を総会に提出するまでに財政運営委員会、諮問会議、理事会で検討し所定の手順を踏んでいることをご理解いただきたい。また、給与と報酬は違う。報酬は、年齢など個人をみての額の決定をするのではなく、役職ごとに定めている。貴重な会費が財源であることは承知している。ただ、役員報酬は、総額の範囲内で執行することとしており、他の職能団体と比較しても、金額が不当に高いとは考えていない。

北海道・野村 北海道栄養士会の多くの会員から役員報酬が高いという意見があがっている。また、会費が高い、会員に対して利益になることが行われているのかという意見もよくあがる。個人のものではなく職務に対する報酬とのことなので、そのように理解しようと思うが、やはり、職務に就いた方への報酬であるので、他団体と比べるのではなく、会員の会費から支払われているという意識を持って、もう一度考えていただきたい。また、諮問会議などいくつかの手続きを踏んでの決定とのことだが、北海道栄養士会としては承認していない。少ない給与から会費を支払っている会員に対して説明が難しいので、その姿勢をみせていただきたい。

小松常務理事事務取扱 執行部はご意見を受け止め、 それだけの成果があがるような活動をしていくことが重要と思われる。他団体との比較については、不当に高いかどうかの判断材料として示したものである。額の設定について、今後執行部には複雑な会務があり、常勤の役員は少ないため、多大な負担がかかる。決して不当に過大な報酬額の設定ではないと考えている。

神奈川・中丸 東日本大震災であれだけの成果をあげられたのは、迫専務理事の功績であると考えている。また、このたびの公益社団法人への移行も成果と考えている。現在行っている役員の活動・功績を執行部はもっと公にしてほしい。

東京・渡木 報酬額は総額の範囲で決定とあるが、積 算根拠をどう当てはめたかの説明がほしい。会を支えて いる会員が納得できるような説明をしてほしい。

小松常務理事事務取扱 定款に基づいて、総会の定める総額の範囲で報酬額を決定するとしている。専務理事については、以前と全く同じ根拠で、常勤としての勤務になるため、専務理事の生活を維持し、職務を果たすための額である。また、迫専務理事の功績は、報酬額で計れるものではないと考える。

東京・渡木 専務理事の功績の十分な説明が会員に対して伝わっていない。常務理事は非常勤なので、出来高

払いなのは、議案としておかしいのではないか。

追専務理事 まず、業務について説明不十分であったことについて、お詫び申し上げる。専務理事としての主な業務、東日本大震災への対応について(現地へ赴き視察・実情の把握、他団体や賛助会員と支援についての調整・交渉)、公益社団法人移行について(事業の見直し・再構築、書類の整備)、関係機関・団体との連携について(日本栄養士会の代表として対応)の説明。

中村会長 専務理事の業務について追加説明。常任理事のトップである専務理事の報酬としては、決して過大な額ではない。社会的評価の向上のため、一流の組織として他の団体と対等に渡り合うためにも、それなりに大きな資本をもてるような組織になるよう考える方向性がよいと思う。

東京・渡木 常務理事の報酬額は訂正が必要ではない か。

早野監事 解釈について説明する。報酬は上限を定め、 その範囲で設定するよう法令で制定されている。報酬 の上限まで払うかどうかは、働き次第という構造になっ ているということをご理解いただき、ご判断されたい。

茨城・高橋 北海道の野村代議員は専務理事の仕事の評価で批判したわけではない。専務理事の仕事の評価をすることは残念である。専務理事の役割は当然その仕事をして専務理事である。一つ一つ説明しなくてはわからない都道府県栄養士会の会長ではないと思う。報酬額は公務員の年間の総額を基盤として算出されたのではないかと考える。金額は年齢と経歴を考慮し、社会的な額が参考にされるということが認識されるべきである。

医療職域事業部

第32回食事療法学会開催のご案内 一長野県・軽井沢プリンスホテルにて開催—

開催期間:平成25年3月2日(土)~3日(日)

会 場:軽井沢プリンスホテルウエスト「メインバン

ケットホール長野」

テーマ:命に寄り添う

―急性期から慢性期・在宅までの栄養管理―

第32回食事療法学会を「命に寄り添う」をテーマに (公社)長野県栄養士会医療職域事業部が担当させてい ただくことになりました。

会場の軽井沢町は、群馬県との境にある浅間山の麓 にあり、四季を通じて自然が豊かな所です。旧軽井沢は 歴史ある避暑地で、観光地としても有名です。また近年 ではスキー場やゴルフ場、アウトレットにもたくさんの人 が訪れます。

学会開催時期の3月初めは、まだ春の気配が少し遠く 感じられるかもしれません。

第1回の食事療法学会は昭和57年3月に開催され、以来第31回の食事療法学会までは、社団法人日本栄養士会全国病院栄養士協議会の主催で行われてきました。

今回の第32回食事療法学会は、日本栄養士会、長野 県栄養士会が公益社団法人になってから初めての学会 になります。全国病院栄養士協議会も医療職域事業部 に改められ、事業部の運営方法も変わりました。今回の 学会は長野県栄養士会の事業としても位置付けて長野 県栄養士会の協力を得ての開催となります。

長野県での全国規模の学会は昭和58年の日本栄養 改善学会以来のことです。皆様にとって有意義な研修会 が開催されますよう、現在、常任企画運営委員の方々と も相談をしながら準備を進めております。第32回食事 療法学会が会員間の情報交換の場に、また問題解決の 場にしていただければ幸いです。

さて東日本大震災は、私たちの生活や当たり前だと 思っていた価値観を覆しました。これ以前にも、心が痛 む大きな震災はありました。そのたびに自然の驚異に震 撼しました。しかし今回の震災には『原発事故』という、 さらに深刻な事態が重なり、放射能という目に見えない 脅威が私たちの『命の安全』を脅かし、震災後の復興に も大きな影響を及ぼしています。これから先も、どれく らい続くかわからない放射能の問題は、私たちの衣・食・住・仕事など生活の全てにおいて深い影を落としています。

こうした現実の中、医療現場で働く管理栄養士・栄養士のさまざまな仕事を見つめ直した時に、私たちの仕事の根本は「患者さんの命に寄り添うこと」であると、あらためて感じております。病院における管理栄養士・栄養士の仕事の主軸である、栄養管理や栄養指導・栄養相談、給食管理の仕事はどれもが『患者さんの命』に関わっていると思います。私たちがスキルアップするのは自分のためでもありますが、患者さんに寄り添って支援させていただくことで、初めてそれが生かされるのだと思います。また患者さんの状態が改善することで、仕事に対するモチベーションも上がるのだと思います。こうした思いで今回の学会のテーマを『命に寄り添う』と決めました

本学会の文化講演には、長野県の代名詞でもある『善 光寺』の大本願法主鷹司誓玉台下にお越しいただき、 『命と食』というテーマでお話をしていただくことにしま した。

善光寺本堂は国宝に指定されており、わが国の木造 文化財としては最大級の建造物です。7年に1度の大行 事、『善光寺ご開帳』があることは、多くの皆さんがご存 じかと思います。全国からたくさんの観光客がみえ、台 下に御数珠をいただくのを心待ちに沿道で並ばれます。

台下には宗教家としての立場で、現代社会で忘れがちになっている、しかしなくしてはいけない大切なことをお話いただけると思います。

そのほか、例年通り基調講演・教育講演・特別講演・パネルディスカッション・一般演題・会員対話など盛り 沢山の内容です。恒例の懇親会も軽井沢プリンスホテル 内において、盛大に開催すべく準備中です。多数の方々 にご参加をいただき、郷土色豊かに交流をしていただけ ればと思います。

本学会の『シンボルの鐘』を軽井沢の地で、今後の発展に希望を込めて、大きく打ち鳴らしたいと思います。

学会の詳しいご案内は学会ホームページをご覧ください。 (医療職域事業部企画運営委員 馬島園子)

学校健康教育職域事業部

栄養教諭免許状の授与日の確認を! 更新講習が始まります。

教員免許更新制について、平成26年2月より、旧免許 状(平成21年3月31日以前に授与された有効期限のない 免許状)所持現職教員のうち、栄養教諭免許状を有する 者の免許状更新講習受講期間が開始となります。

(教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることをめざすものです。)

*免許状の種類

- ・旧免許状…平成21年3月31日以前に授与された、 有効期限のない免許状。
- ・新免許状…平成21年4月1日以降に授与された、有 効期限のある免許状。(有効期限が免 許状に記載されている)

栄養教諭免許状を持っている方の免許の更新期限は、 免許状の授与を受けた時期により異なります。

*免許状の更新期限

- ・旧免許状所持者のうち栄養教諭免許状を平成21年 3月31日以前に授与されている場合
- …修了確認期限は栄養教諭免許状の授与日によって下記の表のように割り振られます。

免許状の授与日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講 期間・修了確認申請期間
平成18年3月31日以前	平成28年3月31日	平成26年2月1日~
十成16年3月31日以前	平成28年3月31日	平成28年1月31日
平成18年4月1日~	平成29年3月31日	平成27年2月1日~
平成19年3月31日	平成29年3月31日	平成29年1月31日
平成19年4月1日~	平成30年3月31日	平成28年2月1日~
平成20年3月31日	平成30年3月31日	平成30年1月31日
平成20年4月1日~	平成31年3月31日	平成29年2月1日~
平成21年3月31日	平成31年3月31日	平成31年1月31日

- ・旧免許状所持者のうち栄養教諭免許状を平成21年 4月1日以降に授与されている場合
- …修了確認期限は生年月日によって割り振られます。

*免許状更新講習の内容

- ・必修領域 12時間以上
- ·選択領域 18時間以上
 - ☆選択領域の講習を選ぶ際には、「栄養教諭」を対象とした講習18時間分を選択する必要があります。「教諭」もしくは「養護教諭」のみを対象とする講習を受講しても更新手続きができません。 必ず文部科学省ホームページに掲載している一

覧で、「対象職種」を確認してください。

- *平成21年3月31日までに教員免許状を授与されたが、 平成21年4月以降に栄養教諭として勤務されていない 方へ(文部科学省のQ&Aより)
- Q1. 現在、教員免許状を持っていますが教職には就いていません。平成21年4月から教員免許更新制が実施された場合、教員免許状はどのようになるのでしょうか。
- A1. すでに教員免許状を持っている方(平成21年3月31日までに教員免許状を授与された方)で教職に就かれていない場合には、平成21年4月に教員免許更新制が実施された以後も、免許状更新講習を受講・修了しなくても免許状は失効しません。
- Q2. 現在、教員免許状を持っていますが教職には就いていません。教職に就いている方のように今後10年ごとに30時間以上の免許状更新講習を受講しないといけないのでしょうか。
- A2. 平成21年4月以降、小学校などに教員として勤務 する方は、10年ごとに30時間以上の免許状更新講 習を受講し、修了することが必要となりますが、教 職に就いていない方の場合は受講する必要はあり ません。

ただし、教職に就かれる際には、各自の生年月日に 応じて定められている「修了確認期限」を経過して いる場合は、30時間以上の免許状更新講習を受 講して、各住所地の都道府県教育委員会に申請す ることが必要となります。

【文部科学省の資料を参考にしました】 詳しくは、教員免許更新制に関する文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/

koushin/index.htm で確認をしてください。

平成24年度学校健康教育全国研修会

期間 平成25年2月16日(土)・17日(日)
 会場 東京ガス本社ビル 港区海岸1-5-20
 *申し込み方法は、日本栄養士会雑誌12月号をご覧ください。多くのみなさんの参加をお持ちしています。

(学校健康教育職域事業部企画運営委員長 柵木嘉和)

勤労者支援職域事業部

今後の組織・活動について

勤労者支援職域事業部の今後の組織および活動について、9月15日の名古屋国際会議場で開催した「平成24年度全国勤労者支援栄養士ネットワーク会議」の中で各県、地域の代表有志により検討、討議いたしました。

当職域事業部(旧:集団健康管理協議会)の活動はその構成職種の幅が広く、地域による偏りが職種、人数、年代においてさまざまであることもあり、求められる活動の内容が絞りづらく、特定保健指導スタート時はその研修に注力してまいりましたが、その次の展開は当職域事業部ならではの企画が必要と思われまだ暗中模索の段階です。

そこで、今後の活動についてまず従来あったブロック 組織を改めて見直し、地域をまとめた上で中央と相互に 連絡を取りながら活動の情報共有、協力を図り活動を活 性化させたいと考えました。

まず、表1の7ブロック、構成県を再度確認し、ブロックごとにリーダーを基本的に立候補により決定。リーダーはブロック内の各県との交流と企画運営委員との連絡窓口として機能していただくこととしました(表2)。

次に、各県での活動内容をリーダーにまとめていただき年一度当職域事業部会「会誌」の発行をし、日本栄養士会雑誌発送に併せ同封配送をしたいと考えております。予算の都合でA4版2枚程度の情報量ではありますが、まずは「発行」が一つ前進とご理解いただきそこから充実した内容を目指せればと思います。

今後の活動についての報告としては

- ①平成24年度の運営の仕上げとして皆様より提供いただきました「野菜実践事例集」を勤労者支援職域事業部のホームページに年度内に掲載予定です。楽しみにお待ちください。
- ②全国矯正栄養士研修会(平成25年2月8日予定)

来年度の計画としては、勤労者支援に係わる栄養士として、この分野の実績・エビデンスを世の中に発表するための技術(論文の読み方、書き方など)を習得する勉強会の開催を検討しております。

後日、ホームページ・日本栄養士会雑誌などへ案内を掲

載させていただきますので、よろしくお願いいたします。 皆様の積極的なご意見、活動情報をお待ちしておりま

す。今いる皆さんで当職域事業部を盛り上げてまいりましょう!!

表1

	ブロック名	構成県名
1	北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島
2	関東甲信越	茨城、栃木、群馬、新潟、山梨、 長野
3	京浜	埼玉、千葉、東京、神奈川
4	東海・北陸	富山、石川、福井、岐阜、静岡、 愛知、三重
5	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山
6	中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、 徳島、香川、愛媛、高知
7	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島、沖縄

表2

ブロック	リーダー名 (所属県)	担当企画運営委員 (所属県)
北海道・東北	調整中	佐藤みどり (千葉)
関東甲信越	大柴由紀(山梨)	石山英世 (神奈川)
京浜	岡野治恵 (埼玉)	狩野恵美子 (東京)
東海・北陸	小川まゆ子 (愛知)	國分葉子 (東京)
近畿	田中美紀恵(滋賀)	岸本稚清 (大阪)
中国・四国	本多佳代 (岡山)	佐藤愛香 (東京)
九州	尾畑美香子(宮崎)	佐藤愛香 (東京)

(勤労者支援職域事業部企画運営委員 國分葉子)

管理栄養士・栄養士養成を考える

管理栄養士・栄養士養成の充実のため、養成校教員で構成される本職域事業部は、管理栄養士教育ならびに栄養士教育の具体的なプログラムの標準化ならびにレベルアップを行っていかなければなりません。その目的を達成するためには、可能な限り全ての養成機関の教員が1年に1度は一堂に会し、社会の動きを考慮した上で、管理栄養士・栄養士教育における現状の課題を明らかにし、必要な知識・技術修得に努めるとともに、本質的な栄養士制度について意見交換し今後のあり方について考える必要があると思われます。

ご存知の通り、これまでにさまざまな形で栄養士制 度、すなわち管理栄養士、栄養士養成のあり方について 検討してきました。2007年には、全国栄養士大会にお いて、「管理栄養士・栄養士制度を考える」をテーマに、 パネルディスカッションが開催され、「栄養士制度検討 会の報告」が紹介されました。その概要は、①管理栄養 士と栄養士の業務区分、②管理栄養士と栄養士の養成 施設の区分、③管理栄養士の国試の受験資格から実務 経験を除く、④管理栄養士に守秘義務を課す、⑤そのう えで、一定の経過措置期間を置き「栄養士の廃止」をす るというものでした。本職域事業部は当然のごとく反対 し、その後、種々の議論が巻き起こり、見直しすること となり、2009年開催の日本栄養士会50周年記念式典に おいて、新たな栄養士制度のフローが公表されました。 その内容は、栄養士が管理栄養士を目指すのではなく、 栄養士の業務と管理栄養士の業務を区別することによ る二本化であり、両資格の共存体制を目指そうというも のでした。それ故、業務区分はもとより、栄養士に特化 した業務などを設けること、さらに学生などが職業とし て栄養士を選択するような魅力ある社会人像を作成す ることが急務となり、栄養士に特化した制度を検討する ため 「魅力ある栄養士像ワーキンググループ」を設置し 検討してきました。

しかし、本年の全国栄養士大会に併設して開催した自由集会での議論では、参加者数が少なかったとはいえ、「栄養士の自然消滅はやむなし。管理栄養士に一本化せざるを得ない」というものでした。栄養士養成校の先生方の参加が少なかったとはいえ、私自身は両資格制度の

両立を訴えてきたものの一人として、予想をしていなかった意見集約に戸惑いながらもこれが現実なのかもしれないと、身の引き締まる思いを経験させていただいた。

今期、研究教育職域事業部は、下記の通り、全国研修会を計画しています。本件について、本職域事業部としての結論を出さなければならないと考えておりますので、多くの方が参加し、多くの意見をお出しいただきたいと考えております。

新たな年を迎えるこの時期に、教員も心機一転、原点 に立ち返り見直し検討が出来ればと考えています。ご協 力願います。

平成24年度全国研究教育栄養士研修会のご案内

期 日 平成25年3月2日(土)·3日(日)

- 会 場 東洋大学白山キャンパス 6号館2階 〒112-8606 東京都文京区白山5-28-20
- テーマ 「臨地実習および校外実習の10年の評価」 ~平成14年の実習要領に基づく目的に対す る現在の状況とこれから~

内 容

1日目(3月2日(土))

- ▶ 特別講演:「健康日本21(第2次)について 平 成25年4月~改正点の特徴|
- シンポジウム「これからの臨地実習および校外 実習のあり方を考える討論会」

「臨地・校外実習マニュアル改訂の方向性」

- ・養成校から~現状と改訂の方向性
- ・各施設から~

臨床栄養実習施設、

公衆栄養実習施設、

給食の運営・給食経営管理実習施設

▶ 意見交換会(東洋大学白山キャンパス4号館)

2日目(3月3日(日))

- ▶ 「多職種協働の栄養ケアについて(の実践に向けて)」(仮題)
- ▶ オープンディスカッション

(研究教育職域事業部企画運営委員長 池本真二)

公衆衛生職域事業部

平成24年度公衆衛生職域事業部 自由集会開催報告

平成24年度公衆衛生職域事業部自由集会が、平成24年9月15日(土)に、名古屋国際会議場(名古屋市)において開催され、全国から行政に勤務する管理栄養士24名が一堂に会した。

公衆衛生職域事業部梶忍企画運営委員長の挨拶に続き、配布資料に沿って情報提供がされた。

- (1) 平成24年度診療報酬改定に関わる対応について
- (2) 地域保健体制の推進に関する基本的な指針の一部改正について
- (3) 今後の特定健康診査・特定保健指導のあり方について
- (4) 食品表示一元化検討会報告書について
- (5) JDA-DATについて

以下、特記事項を報告します。

- ・栄養管理実施加算を「加算措置から施設基準に組み 込み」とし、病床数に限らず入院、基本料の算定要件 に管理栄養士の配置を必須とした。(有床診療所は非 常勤可)
- ・CKD予防など超長寿に対応した栄養管理を重視する 流れ(重症化予防)である。
- ・地域資源(ソーシャルキャピタル)の活用、特にネット ワーク・連携が重要視されている。
- ・コーデックス委員会を踏まえ、栄養成分表示義務化議 論が再開された。
- ・東日本大震災においては、延べ1,500名の管理栄養士 の派遣がされ、今般策定された国の防災基本計画に "管理栄養士"の文言が入ったその意義は大きい。
- ・行政栄養士の立場においては、①被災地の行政栄養士、②派遣栄養士の2面を持つ。①の立場では、支援で入るJDA-DATへの指示や連携と平時の防災対策を実施。健康危機管理体制として、災害時には直接の住民対応だけではなく、災害対策本部に配置となるよう平時から取り組むことが大切である。

全体討議では以下の情報交換がされた。

- (1)「次期健康づくり運動に関して」参加者全員から報告がされた。以下一部を報告する。
 - ・全体において県レベルでは、国の様子見状

態、医療費適正化計画との連動があり、現時 点では新計画が策定されている都道府県は 少なかった。

- ・S県では、独自の健康寿命算出法において男女とも全国一位だった。しかし市町レベルで 算出するとブレが大きい。「お達者度」という 県独自の指標で市町順位を算出。
- ・T県では、野菜の摂取状況など栄養調査が 困難な市町でも使える指標を模索中。
- ・F県では、原発に近い市町では被災者も移転 してきており、仮庁舎に栄養士も配置され保 健事業が実施されるため事務量が増大して いる。
- (2) 自由な雰囲気の中、意見交換がされた。
 - ・梶委員長から参加者に向け「有床診療所への管理栄養士配置、重症化予防など大きな流れは管理栄養士・栄養士を求めている。 次の世代のために、いい仕事を残したい。そのためにも能力のある人を発掘してほしい。」 との決意・要望があり、それを受け参加者との意見交換がされた。
 - ・医療機関での栄養指導は効果があると認識されているが、若手医師はコスト面で魅力がないとやってくれない。医師から「栄養指導のエビデンスを示してほしい」と言われるなど、医療機関における栄養指導体制の推進について問題提起がされた。その他、参加者から先駆的な取り組みの報告や、日本栄養士会雑誌の紹介などがされた。

自由集会では、最新情報の共有を中心とし、参加者 同士ざっくばらんな討議の中からも現状における課題と その解決のための方策が見えてきた。現場に持ち帰った ものは、糖尿病対策に役立つ情報などたくさんあった。 参加者は、県・市町と立場は異なっても地域住民の健 康づくりという同じ目的を持つ全国の仲間と日本栄養士 会の存在を頼もしく感じた自由集会であった。

(徳島県西部総合県民局保健福祉環境部(美馬保健所) 中川利津代)

第30回公衆栄養活動研究会のご案内

平成24年度第30回公衆栄養活動研究会が、下記の 日程で開催されます。

期 日 平成25年2月16日(土)

会 場 奈良県文化会館(奈良県奈良市)

この研修会は今回で30回目となりました。地域活動栄養士は、一つの決まったところに所属するのではなく、フリーでさまざまな分野で仕事をしています。活動の分野は幅広く、自分のスキルをあげるための努力は欠かせません。アンテナを十分に張り巡らせていないと、めまぐるしく変わる情勢から取り残されてしまいます。私たちには「広く浅い」ではなく、「広く深い」知識が求められますので、母子・成人・介護・病態・カウンセリングなど幅広い分野の学習が必要になります。それを踏まえて、今回の内容は、午前中に事例発表3題と午後に講演2題を設けました。

午前の事例発表は、奈良県の奥村道子さんには低栄養予防事業について、広島県の鉄穴森陽子さんには食物アレルギー食について、熊本県の佐野正人さんにはCKD対策の栄養指導について発表していただきます。

午後の講演 I は、「禁煙は健康への入り口〜栄養士にできる禁煙支援」と題して、奈良女子大学保健管理センター教授 高橋裕子先生にお願いしました。

高橋裕子先生は、「禁煙マラソン」を主宰され、日本禁煙科学会理事長として、禁煙指導のトップの先生です。

特定保健指導の場面でも、喫煙が大きく関与します。 禁煙しようとすると体重が増えてしまうとか、口さみしいのでついお菓子が口に入るなど、たばこと食事は切り離せない関係だと思います。今回初めて、禁煙指導についての講演を企画しました。栄養士にできる禁煙指導や、栄養士が知っておくべき禁煙についての基礎知識を是非一緒に学びましょう。

講演Ⅱは、「子どもの食事と栄養」と題して、帝京科学大学こども学部児童教育学科教授 上田玲子先生にお願いしました。昨年度の実態調査の結果からも分かるように、地域活動栄養士の多くが、市町村事業などの離乳食教室や乳幼児健診に関わっています。近年、乳幼児の食についての考え方が変化してきているのに、研修の機会がなかったことなどから今回改めてこのテーマでの

研修会を企画しました。

講師の帝京科学大学こども学部児童教育学科教授 上田玲子先生は小児栄養学がご専門で、特に乳幼児の 栄養や食事にお詳しく、こどもの食事に関する著書や編 著書を多数手がけていらっしゃいます。

会員には子育ての経験者も多く、また、「慣れた仕事」でもあることから、つい細部の確認を怠りやすい分野ですが、一生の食生活の始まりの時期の食をシッカリと学び、自信を持って乳幼児期の食事指導に関われるようになりたいと思います。

前日には、全国リーダー育成研修会が開催されます。

期 日 平成25年2月15日(金)

会場 奈良ホテル(奈良県奈良市)

地域活動職域事業部の各都道府県リーダーにとって、 毎年の事業計画の策定は大きな役割の一つですが、 せっかく実施した事業も成果を見せられなければ、実施 した意味がないことになり、よい評価も得られません。 どのようにしたら、成果の見せられる事業実施ができる か、そのためには、どのような観点で企画・立案をした らよいのか。この思いから、平成23年度の公衆栄養活 動研究会で「マネジメントがチャンスをつくる~『活動』 から『士業』へ~ | と題してご講演いただいた、栄養サ ポートネットワーク合同会社代表 安達美佐先生に、さ らに踏み込んだ実際的なご助言をお願いすることにしま した。研修会では、「成果を見せる事業計画~立案・評 価・伝え方~」と題し、実践的な演習を交えた講義をし ていただいた後、実際に事業計画を進める上での疑問 や不明な点についての質問時間を予定しています。すで に平成25年度の事業計画が固まりつつある時期と思わ れますが、是非、効果の見せられる事業計画となるよ う、対象や目的、期待する効果などを再確認した上で研 修会に参加してください。皆様にお会いするのを楽しみ にしています。

【企画運営委員交代のお知らせ】

北海道・東北地区担当が交代になりました。

新:星川ミチ子(北海道) ← 旧:小川豊美(山形県)

(地域活動職域事業部企画運営委員 伊藤孝子)

都道府県栄養士会会長に聞く!!



東日本大震災津波ご支援のお礼 公益社団法人移行申請中

(社)岩手県栄養士会 伊東碩子 会長

(社) 岩手県栄養士会は、昭和22年31名の会員で発足以来65年の歴史があります。現在正会員758名、賛助会員様46社の組織で運営活動を行っております。

東日本大震災津波においては会員お二人の尊い命が 犠牲となり、残念な思いばかりであります。沿岸勤務の 会員は地獄絵図の中で必死に業務遂行に努力され、第 26回岩手栄養改善学会での報告は皆の涙をさそいました。

新年に臨み、(公社)日本栄養士会はじめ多くの都道 府県栄養士会様より支援いただいたことに改めて感謝 申し上げます。岩手県は未だに生活回復45.2%の復旧 状況です。当会で取り組んでいる主な点を挙げますと、

- 1. 支援活動の継続
- ① 長期間で支援活動を継続
- ② 被災地として発災初期の栄養士活動記録集の編纂
- ③ 自然災害、その他災害・危機管理体制の構築
- ④ JDA-DATによる研修開催

- 2. 公益社団法人移行は平成25年4月を目標とする 平成24年11月より県主務官庁での申請書類確認作業中 3. 会員増をはかる
- ① 魅力ある栄養士会の検討
- ② 養成校新卒者・委託会社への入会説明
- ③ 未加入栄養士の学校健康教育協議会への入会説明
- 4. ホームページの充実をはかる
- 5. 諸発行誌を公益社団法人としての内容に見直す
- 6. 栄養ケア・ステーションの充実をはかる
- 7. 関係諸団体との連携(医師会・歯科医師会・看護協会など)を強化

以上の目標達成には課題が多いのですが、役員の熱意 が会員へ伝わる活動をしていくことが、魅力ある会への 一歩であるのではと思っております。

また、会員栄養士が専門職業意識と誇りを持って、他職種の方と仕事をしていくことを願っております。



(公社)茨城県栄養士会 髙橋征子 会長

栄養士ほどすばらしい職種はないと日頃思っています。法律で位置付けされている食の専門職は栄養士だけです。栄養士は社会に出れば即、食の指導者です。

給食施設では、食品の選択権を持ち献立作成から発 注、調理・喫食指導など全て独占業務といっても過言 ではありません。食をとおした健康管理(指導)者です。

一般社会では、健康の保持・増進、疾病予防・改善など生涯をとおしたライフステージに合った食の関わりができ、豊かな社会づくりの健康指導者です。

また、教育界では、画期的に栄養教諭の配置を実現し、食育基本法で食育を社会全体で推進するための体制が確立されました。すなわち、食育を展開するためのステージの幕は開いたのですが、このステージで活躍する栄養教諭の配置はまだまだです。

学校給食を、食育教材として文科省が認めているわけですから、皆栄養教諭を目指すために、栄養士全体で行動する時が来ています。この行動は、都道府県知

事に栄養教諭配置が努力義務として位置付けられているので都道府県栄養士会長の働きかけが重要です。

日本栄養士会は、努力義務を必置義務にするように、また全校配置に向けて働きかけをする必要があります。

茨城県栄養士会では、教育長と知事に対し、別々に 学校栄養士代表7~8人と対話ができる日程をセッティングしました。その結果理解を頂き、栄養教諭対策が 好転してきています。行動を起こせば権力者を動かすことができます。また、特定保健指導報償費は、1日2万円+交通費・半日1.5万円+交通費が県内では定着して きました。健診機関への働きかけが軌道に乗ってきたと考えています。

現在、茨城県栄養士会は、会長を除き事務局長を含め常勤職員が5名います。職員一人ひとりの行動が、栄養士職全体の評価を高め、支援に繋がることを念頭に会務に励んでおります。

皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。



輝きながら活動を

(公社)滋賀県栄養士会 小澤惠子 会長

全国で最も早く公益社団法人が認められ、あまり目立つことのない滋賀県が、少し注目をいただいたのが平成23年の3月でした。「私たち栄養士は、どこの分野を取り上げても、代償抜きで他人の健康をひたすら願う仕事。栄養士会が"公益"取らずにどうするの。」と啖呵を切って公益社団法人化に向けた準備を始め、事務局の努力と県庁の親切に支えられ、思いのほか早く公益社団法人として始動することができました。昨年度からは、県が発信する健康に関わる多くの取り組みに、医師会が主導の地域医療連携チームに、リハビリテーションセンターが主催する摂食嚥下の取り組みにと、今まで以上の需要をいただき、その忙しさに悲鳴を上げながら、大きな責任を担う一つの歯車として、認められつつあることを実感しています。

また、滋賀県では、「おいしが・うれしが」をキャッチフレーズに、県を上げて地産地消に取り組んでいます。 当会でも、NHK滋賀への取材協力で、知られざる滋賀 の食材発掘に一役買ったり、滋賀県栄養士会主催の一大イベント『食と健康展』においては、「おいしが、うれしが、たのし〜が」をテーマに、近江米を使った主食をベースに滋賀県産の食材満載のお弁当コンテストを実施しております。山のもの、川のもの、里のもの、湖(うみ)のもの、さまざまな食材を使って工夫を凝らした応募作品を審査しながら、滋賀県の豊かさに改めて感動し、それらに関われる自分たちの幸せを再確認しています。

現在は、県から糖尿病の重症化予防に向けて、「糖尿病療養指導者活用促進事業」を委託され、日本栄養士会の「疾病の重症化予防のための食事指導活動拠点整備事業」と併せて、栄養士・管理栄養士のスキルアップを図りながら、開業医への積極的な働きかけをしているところです。幅広い視野での活動が、会員一人ひとりの輝きとなり、新会員獲得の魅力になればと考えています。



公益社団法人島根県栄養士会としてのスタート、 そしてこれからの進むべき道

(公社)島根県栄養士会山本綏津子 会長

島根県栄養士会は平成24年4月1日から新たに公益 社団法人としての第一歩を踏み出しました。まじめで協 調性のある県民性の特徴を踏まえ各事業部の領域を超 えた管理栄養士・栄養士の連携強化とネッワークの構 築から、つながり(組織力の強化による会員増)、質の向 上(研修の充実、管理栄養士・栄養士一人ひとりが自己 研鑽し力量を高め、より質の高い保健医療・福祉・教育 の提供)、支援の強化(関係職種との連携を密にした支 援)の必要性を強く感じ、活動の柱として、これからま すます重要な位置付けとしていきたいと考えています。

会員が自立し、誇りを持って力を発揮でき、公益社団 法人としての責務を果たしていくために、よりきめ細や かな行動計画のもと、専門的な実践力をさらに身に付 けていける機会を提供し、一人ひとりがいきいきと安心 して働ける環境づくりのためのさまざまな形での支援 を行う必要があると感じています。本会では、今年度事 業の中で、傷病者の重症化予防を大きな柱とし、これ

からの会の将来の方向性を見据えながら検討委員会の 設置を行い、島根県・島根県医師会・市町村医師会・ 糖尿病予防支援機構・歯科医師会・関係他団体などと の連携強化を図っています。今後継続実施し、ホーム ページの活用など充実した事業展開をしていきたいと 考えています。栄養ケア・ステーションしまねの充実を 図るために平成22年度よりケアコーディネーターを4名 配置し、特定保健指導の指導数の増加・指導効果の構 築、認知症予防事業への参加・継続支援、高齢者対策 事業への関わり・他職種との連携事業への参加など、 栄養ケア・ケアステーション事業の効果を上げつつあり ます。公益社団法人として会員自らが立場を認識し、こ れからの活動への方向性へ目を向けて、同じ視点で栄 養士会活動が実践できるように、あらゆる立場を活用 しながら情報提供、情報交換の場を広げ、充実した活 動となるように会員とともに歩んでいきたいと考えてい ます。

《平成23年国民健康・栄養調査結果の概要が公表されました》

~平成13年の摂取量と比べると、野菜類、果物類、魚介類は減少し、肉類は増加~

厚生労働省が、平成23年11月に実施した「国民健康・栄養調査」の結果を取りまとめました。「国民健康・栄養調査」は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状況、栄養摂取量および生活習慣の状況を明らかにするため、毎年実施されているものです。今回は、平成23年国民生活基礎調査において設定された単位区(東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県および福島県の全域を除く)から無作為抽出した300単位区内の5,422世帯を対象として実施し、有効回答が得られた3,412世帯について集計されています。詳細は、下記ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002q1st-att/2r9852000002q1wo.pdf

計 報

昨年逝去された名誉会員は、小森榮子名誉会員、山田安夫名誉会員、熊野昭子名誉会員、小笠原太郎名誉会員、川野辺庫司名誉会員、垂井國子名誉会員です。 ご冥福をお祈り申し上げます。

"会員の声"の コーナーの原稿を 募集します "会員の声"のコーナーの原稿を募集しています。下記要領により、会員の皆様の声をお寄せください。

- (1) 応募期間 平成25年1月1日(火)~1月31日(木)
- (2) 内 容「日本栄養士会へ望むこと」「管理栄養士・栄養士として」などをテーマに400字程度にまとめてください。
- (3) 応募方法 原稿、氏名、会員番号、連絡先住所・電話番号を記入のうえ、メール(info@ dietitian.or.jp)、または、ファクシミリ(03-3295-5165)で、お送りください。
- (4) そ の 他 いただいた原稿は会報「栄養日本・礎」でご紹介させていただくとともに、会の運営・執行に役立たせていただきます。原則として質問などに対する回答はいたしません。掲載については、本会にご一任ください。

編二集二後二記

印刷 所/日本印刷(株)

明けましておめでとうございます。2013年巳年がスタートしました。今年の目標設定はされましたか。クリアできることを信じております。今回の会報「栄養日本・礎」は、ネット配信という新しい試みです。昨今は電子書籍なるものもありますがいかがですか。

さて、公益社団法人に移行して数カ月が経とうとし、新たな業務支援システム(会員管理)が稼働し始めました。 会員の皆様にはいろいろご不便をおかけしていると思いますが、都道府県栄養士会事務局ともども、スムーズな 運用に向け只今奮闘中です。今後、現在の業務支援システムが稼働すれば、会員増対策はもちろんのこと、会員の利便性や制度改正(就業把握)などに、組織として広く活用できると思っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

混沌とした世の中ですが、人々の健康維持増進や重症 化予防など、「幸せ」のため、専門職として誇りをもって、 お互いに頑張りましょう。

(公社)日本栄養士会常務理事 齋藤長徳

会報<mark>栄養日本·礎</mark>

発 行/平成25年1月1日 発 行 所/公益社団法人 日本栄養士会 編集責任/公益社団法人 日本栄養士会 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-39 TEL03-3295-5151 FAX03-3295-5165 http://www.dietitian.or.jp/